

長期未整備公園緑地の対応方針の概要

1 長期未整備公園緑地の対応方針の位置づけ

○対応方針策定の趣旨

川崎市では、平成20年3月に「緑の基本計画」を改定し、公園緑地の整備、緑の保全等を進めています。公園緑地は、緑の拠点として市民のニーズに応えるとともに、災害発生時の活用も想定され、質的な充実と整備の推進が必要です。しかし、市内には、都市計画決定後、長期間にわたり未整備の公園緑地が相当数あり、これらの供用には長い年月を要することが予測されます。そのため、長期未整備公園緑地のあり方を検討し、計画の方向性を明らかにするためのガイドラインとなる「対応方針」を策定しました。

○対応方針策定の目的

都市計画公園緑地には、「事業が未着手」「事業が休止中」「長期間事業中」のものが存在しています。

完成に向けた区域の見直しの考え方や、整備方向を明らかにするため、平成21年7月31日、川崎市環境審議会に「長期未整備公園・緑地のあり方」について諮問し、「緑と公園部会」で審議を重ね、平成22年2月25日に審議会から答申がなされました。

この答申を踏まえて「長期未整備公園緑地の対応方針」を策定し、対象公園緑地の都市計画変更や事業化の検討を行うなど、課題解決に向けた取組の推進を目指します。



図 長期未整備公園緑地の位置図

2 長期未整備公園緑地の背景

○長期未整備公園緑地とは

川崎市が整備事業を行う公園緑地で都市計画決定後長期間が経過し、区域内に用地取得が必要な民有地が残存している公園緑地のことを指します。

○長期未整備公園緑地の形成及び対処

長期未整備公園緑地の大半は、昭和20年以前に決定され、戦争の激化で多くの事業が中断されました。戦後は、農地として解放されたり、戦後の混乱や復興、高度経済成長期を経て市街地化が進行しました。昭和30年前後からは、多くの街区（児童）公園が設置されましたが、昭和田公園、古川公園及び久地公園では、地権者の事情の変化により住宅地等となり、菅生緑地では、周辺地域整備の熟度の低い中で、未決定道路境界や住宅地等を含む区域決定となるなど、未整備区域を残す結果となりました。

これまで、長期未整備公園緑地では、個別に区域の見直しを実施してきました。昭和30年度の特別都市計画時には桜川公園と小田公園で、昭和32年度に等々力緑地で、昭和42年度には緑ヶ丘霊園で、個別の事由に応じた区域の見直しを行いました。生田緑地では、昭和29年度から6回の見直しにより、樹林地や生物の生息地の編入と一部市街地化区域の修正を、早野聖地公園では、平成18年度に川崎市初の広場機能の追加と削除による区域修正を行いました。

3 長期未整備公園緑地の現況と課題

【現況】

No	種別	目的	公園・緑地名	区名	計画決定年度	都市計画決定区域面積 (ha)	開設又は管理面積 (ha)	未整備面積 (ha)	事業状況
1	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 ・誘致距離: 0.25km・標準面積: 0.25ha	昭和田公園	川崎区	S32	0.17	-	0.17	未着手
2			古川公園	幸区	S34	0.16	-	0.16	未着手
3			久地公園	高津区	S44	0.04	-	0.04	未着手
4	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 ・誘致距離: 0.5km・標準面積: 2ha	小田公園	川崎区	S14	2.9	2.5	0.40	休止中
5			橋公園	高津区	S47	1.8	1.7	0.10	休止中
6	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 ・誘致距離: 1km・標準面積: 4ha	桜川公園	川崎区	S18	3.6	2.8	0.80	休止中
7			夢見ヶ崎公園	幸区	S15	9.6	6.5	3.1	休止中
8			稲田公園	多摩区	S16	4.3	3.2	1.1	休止中
9	総合公園	主として一市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	王禅寺ふるさと公園	麻生区	S60	11.2	10.5	0.70	休止中
10			等々力緑地	中原区	S16	56.4	43.6	12.8	事業中・計画策定中
11	緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	生田緑地	多摩区・宮前区	S15	179.3	127.8	51.5	事業中・計画策定中
12			菅生緑地	宮前区	S51	13.4	9.7	3.7	事業中
13	墓園	自然的環境を有する静かな土地に設置する、主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地	緑ヶ丘霊園	高津区	S15	59.0	49.4	9.6	事業中
14			早野聖地公園	麻生区	S44	48.6	29.8	18.8	事業中
合計						390.5	287.5	103.0	未着手3、休止中6、事業中5

平成22年3月現在

※事業状況の定義

未着手：都市計画決定後、区域内の用地取得あるいは整備をまったく行っておらず、事業実施の見込みが立たないもの
 休止中：都市計画決定後、区域内の一部用地の取得あるいは整備を行っているが、現在は事業を中断しており、事業再開の見込みが立たないもの
 事業中：都市計画決定後、区域内の用地取得あるいは整備を継続して行っているもの
 計画策定中：全体的な取組で、個別の整備計画等の策定を進めているもの

【課題】

- ①公園緑地を取り巻く環境：厳しい財政状況下における、既存ストックの有効活用や維持補修による長寿命化、効率的で効果的な公園緑地の整備が必要です。また、多額な用地・建物補償を内包する未整備区域への対応が課題となっています。
- ②社会経済情勢：「成長」を前提とする社会から「持続」型の社会への見直しが必要です。都市公園等整備に係る国の全体事業費の縮小傾向が見受けられます。
- ③関係権利者の状況：区域内に、住宅地・工業地や学校・企業グラウンド、寺社、農地などが存立しています。昭和30年～40年代に、市街地化による個人地権者が増加しました。
- ④都市計画事業等の説明責任：具体的に都市計画決定の経緯、制限の内容、事業化の考え方等や今後の方向性について、あらためて関係権利者等への説明責任を果たす必要があります。

4 長期未整備公園緑地の対応方針

【基本的視点】

「緑の基本計画」では、公園緑地整備の方向性を明らかにすることが示されました。この取組に当たっては、長期未整備公園緑地の課題を解決するために、次の視点を基本として対応を進めます。

【Ⅰ. 区域の見直しに取り組む】

緑の基本計画の考え方に沿い、機能と配置、緑のネットワークを前提とした現区域内外の充実や合理的理由による区域整序を検討します。

【Ⅱ. 財源の確保に取り組む】

国の交付金の確保のほか、公園緑地事業全般に必要な財源について、基金や寄付金等による多様な資金調達方法を検討します。

【Ⅲ. 事業地の選択と事業の重点化に取り組む】

事業実施にあたっては、短期的及び長期的観点からの事業地の選択と重点化を行います。特に事業中の公園緑地では、完成途上で部分供用を目指します。

【Ⅳ. 事業についての説明責任を果たす】

関係権利者等に、私権制限や事業化についてあらためて説明を行い、周知・普及を進め、事業への理解と協力をはぐむ土壌づくりを進めます。

【見直しの基本的な考え方】

基本的視点に基づき、公園緑地の機能と配置、緑のネットワークを総合的に考慮した上で、事業中・事業休止中・未着手のケースに大別した区域見直しの考え方を、以下のとおり整理しました。

●事業中・事業休止中

観点	基準
大規模公園 緑地機能 強化の観点	基準① 大規模公園緑地機能の強化 大規模公園緑地では、区域内外における緑地の重要な接続地区の事業化推進の強化を検討します。
公園緑地 機能の 確保・増進 の観点	基準② 緑地保全制度の活用 特別緑地保全地区等の緑地保全制度の適用が可能であれば、公園緑地全体の機能面で支障がない範囲で指定替えを検討します。
	基準③ 緑地の接続地区の尊重 計画区域内において、近接公園緑地または空地と一体となって緑地のネットワークが形成される接続地区では、段階的に事業化を検討します。
	基準④ 一体利用により機能が向上する空地の編入 計画区域に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公園緑地的施設等については、計画区域への編入を検討します。
	基準⑤ 既存取得用地の活用 計画区域内において、事業予定地や取得済用地と宅地との混在化が顕著であり、良好な市街地の形成が難しい区域は、段階的に計画的な事業化を検討します。
	基準⑥ 市街地化進行・定着区域の修正 計画区域内の縁辺部にあり、道路等により区切られた街区等で良好な市街地を形成している区域については、機能面で支障がない場合もしくは、新たな公園施策の展開が可能な場合は修正対象として検討します。また、その際には、修正箇所の緑化の促進など地域緑化推進地区等の緑化推進制度の適用をあわせて検討します。
公園緑地 区域整序の 観点	基準⑦ 区域の整正 計画区域と崖線、池沼、道路、河川、鉄道等の地形・地物と不整合が生じている場合は、区域の整正を検討します。その際には、整正箇所の緑化の促進施策の適用をあわせて検討します。

●未着手

観点	基準
公園配置 整序の 観点	基準⑧ 街区公園配置による代替措置 未着手の街区公園で、計画区域内に宅地化等が定着しており、かつ既設の街区公園の誘致圏域の中に含まれる場合は、同等以上の規模や機能が確保できるのであれば、代替可能公園の都市計画決定を条件に代替させることを検討します。



◎地域緑化推進地区
「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、地域住民が一団の土地の区域内で「地域緑化推進計画」を作成し、市長が認定をする地区。
※家の玄関やバルコニーにフラワーポットを設置したり、ブロック塀を生垣にする。

【個別公園緑地の対応方針】

対象公園緑地への具体的な対応として、これまでの経緯や現況を考慮した上で、見直しの基本的な考え方のうち、今後適用がふさわしい基準を選択し、個別公園緑地の対応方針として設定しました。

事業状況	種別	公園・緑地名称	区域見直しの適用基準							
			①大規模公園緑地機能の強化	②緑地保全制度の活用	③緑地の接続地区の尊重	④一体利用により機能が向上する空地の編入	⑤既存取得用地の活用	⑥市街地化進行・定着区域の修正	⑦区域の整正	⑧街区公園配置による代替措置
未着手	街区公園	昭和町公園								○
		古川公園								○
		久地公園								○
休止中	近隣公園	小田公園						○		
		橋公園					○			
	地区公園	桜川公園					○	○	○	
		夢見ヶ崎公園						○	○	
		福田公園			○		○	○		
総合公園	王禅寺ふるさと公園	○				○				
事業中	墓園	菅生緑地	○		○			○	○	
		緑ヶ丘霊園						○		
		早野聖地公園						○		

【個別対応方針の基準適用の特例】

対象公園緑地のうち、本市を代表する緑の拠点である生田緑地と、スポーツの中心地である等々力緑地は、広域からの多くの利用に供する広域的な大規模緑地として親しまれています。

この2緑地については、平成23年1月現在、周辺のまちづくりのあり方も含めた全市的な取組として「生田緑地ビジョン」「等々力緑地再編整備実施計画」等の策定が進められており、計画策定後の関連施策との整合を総合的に考慮しながら、今後整理のついた段階で、個別対応方針の基準の適用を検討してまいります。

5 今後の取組

今後は、個別対応方針を踏まえ、関係機関、地域や関係権利者への説明を行い、ご意見を伺いながら合意のもと、順次、都市計画区域の見直しに取り組んでまいります。

